

令和 7 年 1 月 25 日

正会員様

一般社団法人鳥取県作業療法士会  
選挙管理委員長 越川 将太郎

## 告 示

定款第 24 条に基づく令和 7 年 5 月 25 日の役員任期満了に伴い、役員選出規程による役員候補者選挙を下記の通り告示する。

### 記

#### 1. 選出すべき役員名と定数

理事 12 名以上 16 名以内

監事 2 名以上 3 名以内

#### 2. 立候補の届出について

(1) 立候補は、鳥取県作業療法士会正会員（会費納入済）であれば誰でも可能。

(2) 立候補の受付期間

告示日より令和 7 年 2 月 24 日

(3) 立候補届の様式

立候補する者は、第 7 号様式に基づき、役員候補者選挙立候補届を期間内に電子メールにて届出先メールアドレスに提出すること。また、提出は役員候補者選挙立候補届に自署、押印し、スキャンしたデータを PDF ファイルに変換して行なうこと。第 7 号様式は、鳥取県作業療法士会ホームページ、「当士会について・組織」、「定款・規則等」、「役員選出規程」よりダウンロードする。

(4) 添付書類等

立候補する者は、以下の内容を立候補届に添付し、電子メールにて届出先メールアドレスに提出すること。

- ① 顔写真：正面、無帽、上三分身、無背景の本人のみを申請前 6 か月以内に撮影し、JPEG で保存したもの
- ② 立候補する理由：Word 形式・文書は横書き 400 字以内、超過している場合は選挙管理委員会において削除する。なお、掲載のスペースの都合上、文字を小さくする、またはレイアウトを変更する場合がある。

(5) 届出先

立候補届、添付書類は、必ず電子メールにて下記へ提出する。

**E-mail : [senkyo@tottori-ot.or.jp](mailto:senkyo@tottori-ot.or.jp)**

**選挙管理委員長 越川 将太郎 宛**

3. 推薦の届出について

立候補者が定数に満たない場合、役員選出規程第3章第8条に基づき、理事会から推薦を行う。

4. 選挙について

立候補者・推薦者が定員数を越えた場合、投票選挙を行う。

(1) 投票できる会員

鳥取県作業療法士会正会員であり、令和7年3月31日現在で会費を納入している者

(2) 投票の方法

正会員が勤務する職場に郵送された投票用紙に記入し会員毎に選挙管理委員長へ郵送する。

(3) 投票期間

令和7年5月12日～令和7年5月22日 当日必着

(4) 開票日

令和7年5月23日

(5) 開票報告

令和7年5月25日 総会にて開票報告を行う。

5. 問い合わせ

選挙管理委員（クリニックこくふ 有田 修造）まで、電子メールにてお願い致します。

**E-mail : [senkyo@tottori-ot.or.jp](mailto:senkyo@tottori-ot.or.jp)**

以上